

未利用口座管理手数料の取扱について

当社では、2004年4月1日以降*₁の新規開設*₂口座に未利用口座管理手数料を適用させていただいております。同手数料の詳細は次のとおりとなりますので、内容をご確認いただき、是非とも未永いお取引をお願い申し上げます。

- * 1 旧奈良銀行のお客さまは2006年1月4日以降の新規開設口座が対象となります。
- * 2 2004年4月以降2005年9月までの間にお取引店を変更された口座等一部例外がございます。

※2004年3月31日以前に新規開設された口座でも、当社が別途定める一定期間の利用がないために預金取引を停止させていただいた口座が2004年4月1日以降に取引可能な状態に戻った場合（入出金による残高の更新など当社が別途定める取引の確認が出来た場合など）や、お取引店を変更された場合等も未利用口座管理手数料の対象となります。

未利用口座管理手数料についてのご説明

未利用口座となる口座

- 最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（総合口座を含みます。）を未利用口座としてお取扱いたします。

未利用口座管理手数料について

- 未利用口座管理手数料は、お客さまの口座が未利用口座となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。
- ご連絡を差し上げてから一定期間経過後もお取引がない場合に、年間1,320円（税込）の手数料をご負担いただきます。
- ただし次の場合は未利用口座管理手数料の対象外です。（手数料は必要ございません）
 - ①該当未利用口座の残高が1万円以上である場合。
 - ②同一支店で、他にお預かり金融資産（定期預金、積立定期預金、財形預金、投資信託（ファンドラップ含む）、外貨預金、国債、生命保険等）が1円以上ある場合。
 - ③お借入れがある場合。
 - ④りそなクラブ代表口座でステータスが「パール」以上である場合。

※盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

口座の自動解約について

- お客さまの口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、お客さまの口座残高を以て、未利用口座管理手数料の一部とさせていただきます、同口座を解約させていただきます。
 - なお、一部ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約させていただいた口座の再利用には応じ致しかねますので予めご了承ください。
- ※お客さまの口座残高以上のご負担はございません。
※口座を自動解約させていただいた後の、お客さまのお手続きは一切ございません。

未利用口座から未利用口座管理手数料をいただくまでの流れについて

●お客さまの普通預金口座が、「未利用口座」となった場合

- 未利用口座管理手数料の対象となった口座をお持ちのお客さまへ、事前に文書にて、お届けのご住所に「ご案内」を差し上げます。
↓
- このご案内により、口座をご確認いただき、再度ご利用していただくか、ご利用の予定が無い場合は、ご解約されることをお勧めします。
- ご案内を差し上げて一定期間（約3ヶ月）以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料は掛かりません。
↓
- ご案内を差し上げて一定期間（約3ヶ月）経過後におきましても、ご利用もしくはご解約のお手続きのない未利用口座に対しましては、未利用口座管理手数料の引落しをさせていただきます。

※送付した「ご案内」が延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
・未利用口座管理手数料の取扱について変更がある場合は、ホームページ等でお知らせします。

（2021年4月1日現在）